

甲賀市こども基本条例（素案） 見え消し版第 1 制定の理由 （前文関係）

こどもは、未来を担う大切な社会の一員であり、かけがえのない存在です。

全てのこどもは、生まれた時からひとりの人間として幸せに生きる権利があり、権利の主体として大切にされるとともに、あらゆる権利が保障されなければなりません。

こどもの権利保障に当たっては、ぎやく待、体ばつ、いじめ、ヤングケアラー、~~不登校~~など、こどもの権利をおびやかす様々な問題や、不登校、障がいの特性、貧困等に向き合いに、社会全体で取り組んでいく必要があります。

この条例の制定に当たり、こどもたちの想いをくみ取るため、こども向けのアンケートやワークショップを実施したところ、さまざまな声をいただきました。

大人には、こどもたちの声に耳を傾け、こどもが社会の一員であることを理解し、こども自身の意見や考えを大切にすることが求められます。また、こどもの意見に対して理由を示さずに一方的に否定するようなことはせずに、常にこどもに寄り添いながら、対話に努める必要があります。

こども が権利の主体として尊重され、こども及びと大人が その権利への理解を深めるとともに、年齢や成長に応じて自ら考え、他者を思いやり、社会の中でルールに従って役割を担うことができるようにします。、~~こどもの権利を理解し、大切にするとともに、目ごろから対話を大切にすることによって、~~

そして、家庭、地域、学校及び行政その他の大人が、それぞれの責務を自覚して連携し、市全体でこどもの権利を守り、こども一人ひとりが~~幸せに育つ~~将来にわたり幸福な生活を送ることができるよう、この条例を制定します。

第 2 条例案の概要

1 目的（第 1 条関係）

この条例は、こどもにとって大切な権利を明らかにし、その権利が守られるために必要な事項を定めることによって、市全体でこどもの権利を保障し、こどもが幸せに生き、~~元気に健やかに~~育つことを目的とします。

2 定義（第 2 条関係）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (ア) こども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者
- (イ) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、里親その他の者で、現にこどもを養育する者
- (ウ) 学校教育・保育等関係者 市内の小中学校、高等学校、放課後児童クラブ、保育所、認定こども園、児童養護施設その他こどもが学び育つことを目的として通う、又は入所する施設の関係者
- (エ) 地域住民等 こどもが生活する地域の住民及び市内で活動する者又は団体
- (オ) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む者
- (カ) 大人 前4号(イ)から(オ)までに掲げるもののほか、こどもに接することのある者

3 生きる権利（第3条関係）

こどもは、命が守られ、健康で安全に暮らすため、次に掲げることが権利として守られなければなりません。

- (ア) 生きるためにしっかり食べることができること。
- (イ) 疲れたときは心及び身体を休めることができること。
- (ウ) 病気又はけがをしたら病院で治りようが受けられること。
- (エ) 病気予防のための健康診断又は予防接種を受けられること。

4 育つ権利（第4条関係）

こどもは、健やかに育つため、次に掲げることが権利として守られなければなりません。

- (ア) 自分らしさを大切にされること。~~遊んで楽しく過ごすことができること。~~
- (イ) 学校等でいろいろなことを学べること。
- (ウ) 遊んで楽しく過ごすことができること。~~自分らしく過ごせる居場所があること。~~
- (エ) 安心して自分らしく過ごせる居場所があること。~~自分らしさを大切にされること。~~

5 暴力などから守られる権利（第5条関係）

こどもは、暴力を受けたり、一方的に権利を奪われたりすることがないように、次に掲げることが権利として守られなければなりません。

(ア) 国籍、性別、人種、宗教、障がいその他の違いを理由に、差別又は理不尽な扱いを受けないこと。~~いじめを受けたり、ひどいことを言われたりして、心又は身体を傷つけられないこと。~~

(イ) いじめを受け、心又は身体を傷つけられないこと。~~人との違いなどを理由に、差別又は納得のできない扱いを受けないこと。~~

(ウ) プライバシーが守られ、名誉が傷つけられないこと。

6 意見を表明参加する権利（第6条関係）

こどもは、自由に意見を表明~~したり、仲間と団体を作って活動したり~~するために、次に掲げることが権利として守られなければなりません。

(ア) 自分の意見又は考えが大切にされ、自由に表明できること。~~聴いてもらえること。~~

(イ) 自分の意見又は考えを持つために、必要な知識及び情報を得る~~ため~~の手助けを受けること。

~~(ウ) 仲間を作り、集い、又は活動すること。~~

~~7 大人の役割（第7条関係）~~

~~(1) 大人は、こどもが権利の主体であることを認識し、こどもの権利について理解し、大切にします。~~

~~(2) 大人は、こどもに向き合い、対話することを心がけるとともに、こどもから相談があったときは、寄りそって話を聞くよう心がけます。~~

7-8 こどもの役割（第7-8条関係）

こどもは、自分の権利について正しく理解するとともに、社会の一員として~~て~~、他のこどもにも同じ権利があることを認識し、その権利を大切にするよう努めます。

8-9 保護者の役割（第8-9条関係）

(1) 保護者は、家庭がこどもにとって最も安心できる居場所となるよう努めます。

(2-1) 保護者は、こどもの権利を守ることについて、~~一番~~重要な責任が

あることを認識し、こどもにとって何が一番良いことかを考えて、愛情をもってこどもを育てます。

(3-2) 保護者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、他のこどもの権利を大切にできるよう必要な支援をします。

9-1-0 学校教育・保育等関係者の役割（第9-1-0条関係）

(1) 学校教育・保育等関係者は、こどもが主体的に学びながら、健やかに育つことができるよう、こども一人ひとりの発達段階等に応じて学びを保障し、必要な支援をします。

(2) 学校教育・保育等関係者は、こどもが自らの権利を正しく理解するとともに、他のこどもの権利を大切にできるよう学びを保障し、必要な支援をします。

1 0-1 地域住民等の役割（第1 0-1条関係）

地域住民等は、こどもが地域の一員として安全・安心に暮らしながら、健やかに育つことができるよう、こどもを見守り、必要な手助けをするよう努めます。

1 1-2 事業者の役割（第1 1-2条関係）

事業者は、こどもである従業員の権利を保障するとともに、保護者である従業員が子育て及び仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場環境作りに努めます。

1 2-3 市の役割（第1 2-3条関係）

(1) 市は、こどもの権利を保障するため、こども、大人、保護者、学校教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者と一緒に協力し合いながら、こどもに関する取組を進めます。

(2) 市は、こども、大人、保護者、学校教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な手助けをします。

1 3 子 大人の役割（第1 3 子条関係）

(1) 大人は、こどもが権利の主体であることを認識し、こどもの権利について理解し、大切にします。

(2) 大人は、こどもと向き合い、対話することを心がけるとともに、

こどもから相談があったときは、寄りそって話を聞くよう心がけます。

1 4 こども及び保護者への支援（第 1 4 条関係）

市、及び学校教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、保護者がこどもの権利を守りながら安心して子育てができ、その役割を果たせるよう、必要な支援及び助言手助けを行います。

1 5 こどもの居場所作り（第 1 5 条関係）

市、保護者、学校教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもが安心して自分らしく過ごすことができ、~~若しくは友だちと遊ぶことのできる~~居場所作りをすること又はその手助けをすることに努めます。

1 6 ぎゃく待及び体ばつの防止（第 1 6 条関係）

(1) 市、保護者、学校教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもに対するぎゃく待及び体ばつを防止するために、児童相談所その他の関係機関と協力して必要な対策を取り、早期発見に努めます。

(2) 市、保護者、学校教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、ぎゃく待及び体ばつを受けたこどもを適切かつ速やかに救うために保護し、関係機関と協力して必要な手助けを行います。

1 7 いじめの防止（第 1 7 条関係）

(1) 市、保護者、学校教育・保育等関係者及び、地域住民等及び事業者は、こどもに対するいじめの未然防止及び早期発見に努めます。

(2) 市、保護者、学校教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、いじめを受けたこどもを適切かつ速やかに救うため保護し、必要な手助けを行います。

(3) 市、保護者、教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、いじめをしたこどもに対して、再びいじめをすることがないように、その行為の背景にある事情を考えながら、成長につながる指導及び支援を行います。

(4) 市、教育・保育関係者、地域住民等及び事業者は、保護者に対しても必要な助言を行います。

1 8 多様性の尊重（第 1 8 条関係）

(1) 市、保護者、学校教育・保育等関係者、地域住民等、事業者及びこどもは、こどもの国籍、~~人種~~、性別、人種、宗教、障がいその他の違いについて

て、その多様性を大切にします。

- (2) 市、保護者、及び学校教育・保育等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもに対するかたよった見方、差別などが生まれないようにするために、多様性についての理解を深めるよう努めます。

19 意見表明及び参画の促進（第19条関係）

- (1) 市は、こどもに関わる市の取組について、こどもが意見を表明し、参画する機会を作ります。
- (2) 学校教育・保育等関係者は、こどもが参加する学校活動について、こどもが意見を表明し、参画する機会を作ります。
- (3) 地域住民等は、こどもが参加する地域活動について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めます。

20 こどもの権利侵害からの救済（第20条関係）

市は、こどもから権利侵害に関する相談を受け、そのこどもを救おうとするときは、保護者又は関係機関と連携し、~~こどもの特性及び~~権利侵害の実情に配慮しながら対応します。

21 こども計画の策定及び推進（第21条関係）

- (1) 市は、この条例の目的の達成に向けて、こどもに関する取組を総合的かつ計画的に進めるために、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画（以下「こども計画」といいます。）を作ります。
- (2) 市は、こども計画を作るとき及び見直すときには、こどもから意見を聞きます。
- (3) 市は、こども計画で決めたこどもに関する取組を進めるために、市の職員が力を合わせて取り組む仕組みを作ります。
- (4) 市は、こども計画で決めたこどもに関する取組の進み具合を甲賀市子ども・子育て応援団会議条例（平成25年甲賀市条例第34号）第1条に規定する甲賀市子ども・子育て応援団会議に定期的に報告し、見直しをしながら進めます。

22 委任（第22条関係）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が

別に定めます。

23 その他

この条例は、令和9年4月1日から施行することとします。